

千葉県告示第1002号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第9項若しくは第10項又は同法第12条の2第10項若しくは第11項の規定により多量排出事業者から提出された産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び計画の実施の状況を、同法第12条第11項及び第12条の2第12項の規定により次のとおり公表します。

その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画及び実施状況の報告の内容を、令和5年12月15日までの間、千葉県役所産業廃棄物指導課ホームページにより公表します。

令和4年12月16日

千葉市長 神谷俊一

1 対象事業者

前年度における市内での産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者及び前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）多量排出事業場処理計画を提出している事業者

2 提出書類の公表場所

(1) 千葉県役所産業廃棄物指導課ホームページ

<http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/index.html>